食鳥検査情報紙

(平成27年度 NO.2)



埼玉県食肉衛生検査センター 食鳥検査担当 発行

生鳥を取り扱う認定小規模食鳥処理場の皆さんへ

高病原性鳥インフルエンザを疑ったら 速やかに御連絡を!

今秋も韓国等近隣諸国で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。渡り鳥の本格的な飛来シーズン を迎えるに当たり、高病原性鳥インフルエンザ対策をより一層強化してください。

次のような鶏を発見した場合は、速やかに食肉衛生検査センター及び家畜保健衛生所に連絡してください。

→ <高病原性鳥インフルエンザが疑われる状態>

- ●死亡鶏の増加 (死亡の原因が、気候を要因としたもの等明確な場合を除く)
- ●次のような症状等を示す鶏が複数羽確認される。
 - ・ 顔面、肉冠 (トサカ)、脚部における浮腫 (むくみ)、出血斑、チアノーゼ (紫変)
 - ・神経症状 ・呼吸器症状 ・沈うつ ・下痢

★ 連絡先 (電話番号)

- 1 埼玉県食肉衛生検査センター(048-853-7871)
- 2 家畜保健衛生所・・処理場所在地の担当家畜保健衛生所に御連絡ください

埼玉県中央家畜保健衛生所 [幸手市、鴻巣市、伊奈町、白岡市、杉戸町担当] (048-663-3071) 埼玉県熊谷家畜保健衛生所 [深谷市、本庄市、寄居町担当] (048-521-1274)

<高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合の対応>

- ●作業の中断
- ●畜産関係車両の入場禁止
- ●出場する人、車両は消毒を徹底し、農場等への出入りは自粛する。
- ●生鳥の逃走防止
- ●食鳥運搬車両の所有者及び農場からの搬入経路の確認



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県食肉衛生検査センター 食鳥検査担当 〒338-0001さいたま市中央区上落合5-18-24 ៤ 048-853-7871 FAX 048-853-7872

E-mail p537871@pref.saitama.lg.jp